平成２２年（フ）第１５２３号
京都市左京区松ケ崎正田町７－７、住民票上の住所京都市左京区松ケ崎木ノ本町18番地の23
債務者　酒肴麺美乃ぶこと　今井　　正
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７７６号
京都府八幡市内里東ノ口７番地の１　グリーンハウスＦ号室
債務者　國本　元美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５５号
京都府城陽市平川室木23番地　北澤マンション206号
債務者　高橋　秀樹
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２００８号
京都市南区東九条西岩本町１番地１　市営住宅409
債務者　金山秀夫こと　金　　秀夫
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１０号
京都市右京区西院東中水町13番地１ライジングコート京都西院フロンティア206
債務者　奥山　伸一
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２２号
京都市西京区御陵溝浦町26番地13　シェモア桂202
債務者　難波　　律（旧姓平尾）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１７号
京都市左京区岩倉中町592番地　コーポ藤本102号
債務者　竹下　甲美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２０号
京都市伏見区舞台町35番地２　ディオ・フェルティ丹波橋右芳館402号
債務者　中安　和子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２８号
京都市山科区西野小柳町70、住民票上の住所京都市山科区大宅早稲ノ内町114番地
債務者　大森硝子店こと　大森　忠男
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２９号
京都市山科区西野小柳町70、住民票上の住所京都市山科区大宅早稲ノ内町114番地
債務者　大森　秀子（債務発生時の姓大橋）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７８号
京都市下京区堀川通松原下る柿本町573番地ライオンズマンション堀川1002号
債務者　武村亜津子（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１８６号
京都市左京区一乗寺梅ノ木町64番地　キャッスルＫ・Ａ　２Ａ
債務者　服部　道子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３６号
兵庫県西宮市鳴尾町２丁目３番３号　メゾンアミニ205号
債務者　福元　啓二
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０３７号
兵庫県西宮市鳴尾町２丁目３番３号　メゾンアミニ205号
債務者　福元　恵美（旧姓大田）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０９４号
兵庫県芦屋市精道町12番17―302号
債務者　川原　寛子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２３６号
鳥取県鳥取市面影１丁目38－１　コーポＹＡＨＡＴＡ面影Ⅱ108号室、住民票上の住所鳥取県鳥取市福部町左近139番地１
債務者　池田　　稔
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５７号
鳥取県鳥取市永楽温泉町555番地４　フローレンス永楽通りグランドアーク1202号
債務者　田熊　一恵
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
鳥取地方裁判所民事部